

鹿 児 島 県 道 路 公 社

国民の保護に関する業務計画

平成19年3月

鹿 児 島 県 道 路 公 社

# 鹿児島県道路公社国民保護業務計画

平成19年 3月15日

## 目次

### 第1章 総則

第1節 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2節 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### 第2章 平素の備え

第1節 活動体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2節 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3節 道路利用者等への情報提供の備え・・・・・・・・ 3

第4節 警報の通知体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第5節 避難・救援に関する備え・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第6節 安全確保に関する備え・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第7節 輸送に関する備え・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第8節 交通の管理に関する備え・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第9節 応急の復旧に関する備え・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第10節 訓練・啓発等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 県の国民保護対策本部の設置に伴う対応・・・・・・・・ 4

第2節 活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3節 国民保護措置に従事する者等の安全の確保・・・・・・・・ 5

第4節 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第5節 道路等利用者への情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第6節 警報又は避難措置の指示等の伝達・・・・・・・・ 6

第7節 施設の適切な管理及び安全確保・・・・・・・・ 6

第8節 運送の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第9節 避難・救援に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第10節 安否情報の収集・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

### 第4章 応急の復旧

第1節 応急の復旧の実施・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2節 支援の要請・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3節 県対策本部への報告・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

### 第5章 緊急対処事態への対処

第1章 活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2節 警報の通知及び伝達・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3節 緊急対処保護措置の実施・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

### 第6章 計画の適切な見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第2項及び第182条第2項の規定並びに同法に基づく鹿児島県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、鹿児島県道路公社（以下「公社」という。）が建設・管理する道路等の施設（以下「指宿有料道路等」という。）に関し必要な事項を定め、もって武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

### 第2節 基本方針

武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、指宿有料道路等に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

国民保護措置の実施にあたっては、国民保護法その他の法令、「国民保護に関する基本方針」及びこの計画に基づき、次の点に留意しつつ公社の業務に係る国民保護措置を実施するものとする。

#### 1 国民等に対する情報提供

新聞、放送、インターネット等の広報手段を活用して、国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供するように努めるものとする。

#### 2 関係機関との連携の確保

国民保護措置に関し、県、市町村等の関係機関と平素から相互の連携体制の整備に努めるものとする。

#### 3 国民保護措置等の実施に関する自主的判断

国民保護措置を実施するに当たっての実施方法等については、県及び市町村等から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとする。

#### 4 安全の確保

国民保護措置の実施するに当たっては、県及び市町村等の協力を得つつ、公社職員のほか、公社の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に配慮するものとする。

#### 5 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者等に対する配慮を行うとともに、国際的な武力紛争に於いて適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

## 6 県対策本部長による総合調整

鹿児島県国民保護対策本部長（以下「県対策本部長」という。）による総合調整が行われた場合は、その結果に基づき、所要の措置を迅速かつ的確に実施するよう努めるものとする。

## 第2章 平素の備え

### 第1節 活動体制の整備

#### 1 組織の整備

指宿有料道路等に係る国民保護措置、緊急対処保護措置などに関する事務についての社内の連絡及び調整を図るための組織を、自然災害に対する既存の組織等も有効に活用しつつ、整備するものとする。

#### 2 情報連絡体制の整備

##### (1) 情報収集及び連絡体制の整備

- ① 国民保護措置の実施状況、指宿有料道路等の被災情報などを迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定めておくものとする。
- ② 夜間、休日、出勤途上においても、的確に連絡できる体制の整備に努めるものとする。また、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合等においても社内の連絡を確実に行えるよう、連絡ルートの多重化、代行する職員等従事する者の指定など障害発生時に備えた情報収集、集約及び連絡体制を整備するものとする。

##### (2) 通信体制の整備

- ① 武力攻撃態勢等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関と連携しつつ、必要な通信体制を整備するものとする。
- ② 通信体制の整備に当たっては、武力攻撃災害により通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても、確実に通信が行えるよう通信手段の多重化等のバックアップ体制の整備に努めるものとする。
- ③ 平素から国民保護措置に必要な通信手段の点検を定期的実施するものとする。

#### 3 緊急参集体制及び活動体制の整備

- ① 武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための公社における必要な体制を迅速に確立するため、自然災害に対する既存の組織等も有効に活用しつつ、関係職員の緊急参集についてあらかじめ必要な事項を定め、関係職員に周知するものとする。
- ② 緊急参集を行う関係職員については、武力攻撃事態等により交通機関が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法等を事前に確認しておくものとする。
- ③ 武力攻撃事態等が長期に及んだ場合に備え、職員の交代要員の確保等に

する体制を整備するものとする。

- ④ 防災のための備蓄を活用しつつ、社屋の非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等の備蓄又は調達体制の整備等に努めるものとする。

#### 4 特殊標章等の適切な管理

##### (1) 特殊標章等

あらかじめ知事より使用の許可を受けた特殊標章等については、適切に管理するものとする。

#### 第2節 関係機関との連携

平素から、関係省庁、関係地方公共団体、指定地方公共機関等との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努めるものとする。

#### 第3節 道路利用者等への情報提供の備え

- 1 武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施状況、指宿有料道路等の被災情報などの情報を、公社ホームページ等の広報媒体を活用して、道路等利用者に対し適時かつ適切に提供できるよう、必要な体制を整備するものとする。
- 2 情報提供の体制の整備に当たっては、現に指宿有料道路等を利用している者に対しても迅速な情報伝達ができるよう努めるものとする。

#### 第4節 警報等の通知体制の整備

知事から警報の内容、避難措置の指示、避難の指示、緊急通報等について通知を受けた場合において、公社内における伝達が速やかに行われるよう、連絡方法及び連絡手順等必要な事項を、あらかじめ定めるものとする。

#### 第5節 避難・救援に関する備え

##### 1 避難及び救援に対する支援に関する備え

指宿有料道路等が県知事により避難施設に指定された場合には、避難住民の受け入れが適切に行われるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

##### 2 避難誘導

現に指宿有料道路等を利用している者が、迅速に避難又は待避できるよう、誘導の体制の整備に努めるものとする。

#### 第6節 安全確保に関する備え

指宿有料道路等について、安全確保に関する備えとして、資機材の整備、巡回の実施の在り方などを定めるものとする。また、武力攻撃事態等において、災害や事故への対応に準じて、道路等利用者の避難誘導など必要となる措置の実施のための体制の整備を行うものとする。

#### 第7節 輸送に関する備え

武力攻撃事態等発生時に人員、物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、道路交通確保を最優先に、災害や事故への対応に準じて、必要な体制をあらかじめ整備しておくものとする。

#### 第8節 交通の管理に関する備え

武力攻撃事態等において、県警察と連携して、指宿有料道路等の利用者に対し、道路の通行禁止措置等に関する情報を積極的に提供できるよう、必要な体制を整備するものとする。

#### 第9節 応急の復旧に関する備え

武力攻撃事態等において、指宿有料道路等の応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。

武力攻撃事態等において、応急復旧用資機材の確保や応急復旧工事等について、関係機関との相互支援や関係団体等の協力が得られるようあらかじめ協定を締結するなど、必要な体制の整備に努めるものとする。

#### 第10節 訓練・啓発等の実施

##### 1 訓練の実施

関係省庁、関係地方公共団体、指定公共機関等が実施する訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

国民保護措置と防災のための措置について共通の措置がある場合には、必要に応じ、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。

##### 2 職員への啓発

国民保護措置の円滑な実施を図るため、研修の実施など職員に対する国民保護措置の普及・啓発を行うものとする。

### 第3章 武力攻撃事態等への対処

#### 第1節 県の国民保護対策本部の設置に伴う対応

- ① 県に国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合、県対策本部が県の区域内において総合的に行う国民保護措置の推進に協力するよう努めるものとする。
- ② 県から県対策本部の設置について通知を受けたときは、第2章第4節で整備した警報の内容の通知に準じて、職員等に迅速にその旨を周知するものとする。

#### 第2節 活動体制の確立

##### 1 国民保護対策本部の設置等

- ① 県から県対策本部の設置についての通知があった場合には、必要に応じて理事長を長とする鹿児島県道路公社国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。
- ② 対策本部は、社内における国民保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び社内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとし、武力攻撃事態等の状況に応じ、その事務を処理するための体制を強化するものとする。
- ③ 対策本部を設置した場合には、県対策本部に対し、連絡窓口等を連絡するも

のとする。

- ④ この計画に定めるもののほか、対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

## 2 情報収集及び報告

### (1)情報収集及び報告

- ① 対策本部は、国民保護措置の実施状況、指宿有料道路等の被災情報及び通信手段の情報などの武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集するものとし、必要に応じ、県対策本部に報告するものとする。
- ② 対策本部は、県対策本部より武力攻撃事態等の状況、関係地方公共団体及び関係高速道路会社等の行う国民保護措置の安全確保に関する情報などについて収集を行うとともに、社内での共有を行うものとする。

### (2)通信体制の確保

- ① 武力攻撃事態等が発生した場合、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保するものとする。
- ② 国民保護措置の実施に必要な通信手段を確保するため、支障が生じた情報通信施設の応急復旧のために必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 武力攻撃災害により国民保護措置の実施に必要な通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においては、安全の確保に配慮した上で、速やかに応急の復旧を行うとともに、必要に応じ、バックアップ体制を確保するものとする。

## 3 緊急参集の実施

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じ、関係職員の緊急参集を行うものとする。

### 第3節 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

- ① 国民保護措置の実施に当たっては、その内容に応じ、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制の確立を図るなど、関係機関との連携しつつ、職員ほか公社の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。
- ② 国民保護措置を実施するに当たって、国民保護法第158条第1項に規定する特殊標章又は身分証明書を使用する場合には、知事の使用許可に基づき適切に使用するものとする。

また、職員のほか、公社の実施する国民保護措置に従事する者に特殊標章等の交付等を行う場合には、適切な情報提供を行い当該者の安全の確保に十分配慮するものとする。

### 第4節 関係機関との連携

県対策本部及び市町村国民保護対策本部、国、指定地方公共機関などの関係機関と緊密に連携し、的確かつ迅速な国民保護措置の実施に努めるものとする。

## 第5節 道路等利用者への情報提供

関係機関と連携しつつ、国民保護措置の実施状況、指宿有料道路等の被災情報等を、報道機関への発表、公社ホームページなどを活用して、道路等利用者に対し適時かつ適切に提供するよう努めるものとする。

現に指宿有料道路等を利用している者への迅速な情報伝達を行うよう努めるものとする。

## 第6節 警報又は避難措置の指示等の伝達

知事より警報の内容、避難措置の指示、避難の指示、緊急通報の通知等を受けた場合は、職員に迅速かつ確実に伝達するものとする。また、警報の解除の通知を受けた場合も同様とする。

## 第7節 施設の適切な管理及び安全確保

公社が管理する施設について、巡回の強化など、安全確保のための措置の実施に努めるものとする。

安全確保のための措置を実施しようとする場合には、必要に応じ、県警察、消防機関等に対し、助言、資機材の提供、職員の派遣などの支援を求めるものとする。

## 第8節 運送の確保

### ① 運送の求め

救護班（医師、看護師、助産師等で構成する救護班）の緊急輸送又は広域後方医療施設への傷病者の搬送について、国、指定公共機関又は知事等からの依頼があった場合には、運送事業者との連絡調整を行うなど輸送手段の優先的運送に配慮するものとする。

### ② 代替輸送の確保

被災地住民等の利便性の確保、全国的な輸送システムの維持等を図る観点から、関係機関と連携し代替輸送が円滑に実施されるよう、運送事業者等に対し必要な調整を行うものとする。

### ③ 交通の管理

県警察と協議した上で、指宿有料道路の通行禁止等必要な措置を講じ、県警察と連携して、直ちに指宿有料道路等の利用者に対し、道路の通行禁止措置等に関する情報の周知徹底を図るものとする。

## 第9節 避難・救援に対する支援

### ① 避難・救援に対する支援

指宿有料道路等であって、あらかじめ知事より避難施設として指定されたものにおいて避難住民の受け入れを行うこととなった場合には、県、又は市町村が開設・運営する避難施設の開設のために必要な協力を行うよう努めるものとする。

### ② 避難誘導

現に指宿有料道路等を利用している者が、迅速に避難又は待避できるよう、



誘導の措置を講ずるものとする。

#### 第10節 安否情報の収集

##### ① 安否情報収集への協力

知事及び市町村長が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で、照会に応じて安否情報の提供を行うなど、知事等が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

##### ② 収集する情報

知事及び市町村長が行う安否情報を収集に協力する場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した者の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護に十分な配慮を行うものとする。

### 第4章 応急の復旧

#### 第1節 応急の復旧の実施

武力攻撃災害が発生した場合、指宿有料道路等について、安全の確保に配慮した上で、速やかに緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送路を最優先して確保するために必要な応急の復旧のための措置を実施するものとする。

#### 第2節 支援の要請

応急の復旧のために必要な措置を講ずるに当たって、自らの要員、資機材などによっては的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、県又は市町村等に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求めるものとする。

#### 第3節 県対策本部への報告

対策本部は、必要に応じ、被災情報、応急の復旧の実施状況の情報を県対策本部に報告するものとする。

### 第5章 緊急対処事態への対処

#### 第1節 活動体制の確立

県緊急対処事態対策本部が設置された場合であって、指宿有料道路等に係る緊急対処保護措置などを実施する必要があるときは、鹿児島県道路公社緊急対処事態対策本部を設置し、社内における緊急対処保護措置などに関する調整、情報の収集・集約、連絡及び社内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。

#### 第2節 警報の通知及び伝達

県緊急対処事態対策本部から警報の通知を受けた場合は、武力攻撃事態等の警報の通知及び伝達に準じて、速やかに職員に通知するものとする。また、警報の解除

の通知を受けた場合も同様とする。

### 第3節 緊急対処保護措置の実施

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第1章から第4章の定めに従って行うこととする。

### 第6章 計画の適切な見直し

1 適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更し、変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、知事に報告するものとする。

また、関係市町村長に通知するとともに、ホームページ等において公表するものとする。

2 この計画の変更に当たっては、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聞く機会を確保するほか広く関係者の意見を聴取するよう努めるものとする。

3 この計画の変更するため必要があると認めるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地法公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めるものとする。

この規則は、平成19年4月1日から施行する。